

香川県報



第 91 号

平成 18 年

11月17日(金曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）

告 示

○ 香川県議会定例会の招集 (政策課) 一

○ 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請 (環境管理課) 二

○ 障害者自立支援法の規定による事業者の指定 (障害福祉課) 二

○ 漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意を求めるための届出 (水産課) 三

○ 地方税法の規定による特約業者の指定の取消し (税務課) 三

○ 大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告 (経営支援課) 四

○ 争議行為を行う旨の通知（二件） (労働政策課) 四

○ 土地改良事業の適否決定 (土地改良課) 五

○ 土地改良事業の認可 () 五

○ 土地改良事業の同意（二件） () 五

○ 政治資金規正法の規定による政治団体の届出 () 六

○ 政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出 () 六

○ 政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出 () 六

○ 政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出 () 六

○ 選挙管理委員会告示 () 六

○ 香川県告示第六百六十七号 () 六

告 示

香川県告示第六百六十七号

平成十八年十一月二十四日午前十時香川県議会定例会を高松市番町五丁目香川県議会事堂に招集する。

平成十八年十一月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第六百六十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十八年十一月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

坂出市入船町二丁目2番14号

株式会社日本フラインクム坂出工場 取締役工場長 野間 寛治

(2) 事業場の所在地及び名称

坂出市入船町二丁目2番14号

株式会社日本フラインクム坂出工場

(3) 特定施設に関する事項

種 類	能 力
有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 5基	①1,800 m ³ /時、②100 m ³ /時、③④300 m ³ /時 ⑤53 m ³ /分
工 期	工 事 着 手 予 定 年 月 日 工 事 完 成 予 定 年 月 日
等 等	使用開始予定年月日 完成後

使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間使用		
排出される汚水等の汚染状態	項目	通 常	最 大
水素イオン濃度		①②③④⑤ 7	①②③④⑤ 13、⑤ 10
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)		①②③④⑦、000、⑤ 40	①② 100、000 ③④ 50、000⑤ 50
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)		①②③④⑤ 7、000	①② 100、000 ③④ 50、000、⑤ 10、000
浮遊物質質量 (mg/ℓ)		①②③④ 100、⑤ 20	①② 10、000、③④ 5、000 ⑤ 40
窒素含有量 (mg/ℓ)		①②③④ 3、000、⑤ 1、000	①②③④ 5、000、⑤ 2、000
りん含有量 (mg/ℓ)		①②③④⑤ 0	①②③④⑤ 0
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		① 1.3、② 0.4、③ 1.5 ④ 2.5、⑤ 3.4	① 1.3、② 0.4、③ 1.5 ④ 2.5、⑤ 3.4
備 考	汚水等は焼却処分する。		

(4) 汚水等の処理施設に関する事項
変更無し。

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分	第 1 排 水 口
排出水の汚染状態	通 常
水素イオン濃度	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	26
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	29
浮遊物質質量 (mg/ℓ)	20
窒素含有量 (mg/ℓ)	12.2
	57.6

りん含有量 (mg/ℓ)	0.1	1.0
排出水の量 (m ³ /日)	3,700	4,500

(備考) 今回の申請は、一部の製造工程における製造量の増加及び廃止によるものであり、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に変更はない。

2 総覧の期間及び場所

(1) 期間
平成18年11月17日から同年12月8日まで

(2) 場所
香川県環境森林部環境管理課
坂出市環境経済部環境交通課

●香川県告示第六百六十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十八年十一月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七二二〇〇 〇三〇〇	えむさぼーと 高松市勅使町七〇 三番地二	有限会社えむさぼーと 高松市勅使町七〇 三番地二	平成十八年 十一月一日	行動援護
三七二二〇〇 〇七〇六	株式会社エリス訪 問介護サービスセ ンター 高松市今里町二丁 目六一一	株式会社エリス 高松市多賀町二丁 目一番地九号	平成十八年 十一月一日	行動援護

三七二〇〇 〇八九六	あさひ介護サービ ス 高松市香川町大野 一一二七番地一〇	株式会社カワイ 高松市香川町大野 一一二七番地一〇	平成十八年 十一月五日	居宅介護 重度訪問介護
---------------	---------------------------------------	---------------------------------	----------------	----------------

●香川県告示第六百七十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成十八年十一月十七日から平成十八年十二月一日まで西かがわ漁業協同組合において縦覧に供する。

平成十八年十一月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 発起人の住所及び氏名
 観音寺市室本町三七八番地四 合田 誠志
 観音寺市室本町二九二番地 松岡 勇
 観音寺市室本町二九一番地二 松岡 武志
- 二 加入区
 室本加入区
- 三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
 西かがわ漁業協同組合

公 告

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成十八年十一月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	取消しの年月日
--------	--------	------------	---------

サヌキ産業有限会 社	熊本 芳雄	東さぬき市引田六一番 地の六	平成十八年十月一日
---------------	-------	-------------------	-----------

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年十一月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告
 平成十八年六月二十日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）
- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
 ゴルフ5高松レインボー店 高松市多肥下町四三一ほか
- 三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要
 1 市道における通行の安全確保を図るための方策を講じること。
 2 ゴミ・清掃、除草等を定期的に行う等、周辺の道路の適正利用促進に努めること。
- 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
 該当なし
- 五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 1 縦覧場所
 香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課
 2 縦覧期間
 平成十八年十一月十七日（金曜日）から同年十二月十八日（月曜日）まで

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、香川勤労者医療福祉会職員労働組合執行委員長森本義博から次のとおり争議行為を行う旨、平成十八年十一月八日通知があった。

平成十八年十一月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 事件

平成十八年秋闘要求の完全獲得を目的として、労働組合のその相手方である院所開設者に対する争議

二 日 時

平成十八年十一月二十日午前零時以降、要求実現までの間

三 場 所

- 香川勤労者医療福祉会
- 高松協同病院
- 高松市木太町七区四六六番地

前記の場所における、全体的または部分的な業務の停止をはじめとするあらゆる形の争議行為。

ただし、救急患者及び入院患者・入所者の保安に必要な要員は除く。

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、香川医療生活協同組合職員労働組合執行委員長谷本智子から次のとおり争議行為を行う旨、平成十八年十一月八日通知があった。

平成十八年十一月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 事 件

平成十八年秋闘要求の完全獲得を目的として、労働組合のその相手方である院所開設者に対する争議

二 日 時

平成十八年十一月二十日午前零時以降、要求実現までの間

三 場 所

- 香川医療生活協同組合
- 高松市栗林町一丁目三二二四
- 高松平和病院
- 高松市栗林町一丁目三二二四
- 善通寺診療所
- 善通寺市上吉田町六八一九
- 生協みき診療所
- 木田郡三木町氷上一二二一
- 生協へいわ歯科
- 高松市栗林町一丁目三二二四

コープ歯科まるがめ

老人保健施設「虹の里」

老人介護支援センター「ほのぼの」

ヘルパーステーション「虹の里」

訪問看護ステーション「ひまわり」

ヘルパーステーション「協同」

訪問看護ステーション「ほがらか」

在宅総合ケアセンター「ほがらか」

訪問看護ステーション「みき」

ヘルパーステーション「みき」

丸亀市川西町北一三五七―四

高松市栗林町一丁目三二二四

高松市栗林町一丁目三二二四

高松市栗林町一丁目三二二四

高松市栗林町一丁目八―八

高松市木太町四七〇五―四

善通寺市上吉田町六八―九

善通寺市上吉田町五―一―二三

木田郡三木町氷上一二二―一

木田郡三木町氷上一二二―一

四 争議行為の概要

前記の場所における、全体的または部分的な業務の停止をはじめとするあらゆる形の争議行為。

ただし、救急患者及び入院患者・入所者の保安に必要な要員は除く。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年十一月一日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年十一月二十四日から同年十二月十四日まで縦覧に供する。

平成十八年十一月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
坂出市川津町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）折居北地区	坂出市環境経済部農林水産課
坂出市奥池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）北峰・峠地区	〃

坂出市府中町 土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）小 谷池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 新宮地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池護岸改修事業） 唐谷下池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池護岸改修事業） 宮池地区	〃

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年十一月七日認可した。

平成十八年十一月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
四箇池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東山崎地区
舟岡池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）寺井柳原地区

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる市が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年十一月七日同意した。

平成十八年十一月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市名	土地改良事業名
----	---------

さぬき市	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）津村地区
〃	単独県費補助土地改良事業（さく井）大井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）川東地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）御殿山地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）塚原地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大笹地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）奥谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）香内地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）東王田池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）北谷地区

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、観音寺市が土地改良事業（柞田幹線水路排水改良事業）を行うことについて平成十八年十一月六日同意した

平成十八年十一月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第七十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十八年十一月十七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
植松登後援会	植原 直	真部 一弘	高松市塩江町安原下第一号 一三
隅岡美子を励ます会	隅岡 美子	隅岡 美子	仲多度郡多度津町大字山階 一四七七
土庄町の未来を語るとま り満夫後援会	堀川 房雄	清水 均	小豆郡土庄町甲六一四五― 二
中村伸一を励ます会	中村 伸一	中村 伸一	高松市鶴市町六六六―五四
春田敬司を励ます会	春田 敬司	春田 敬司	高松市香西東町一四―八
広瀬良隆を励ます会	広瀬 良隆	広瀬 智子	高松市高松町四一―四
古川幸義後援会	三谷 儀幸	竹内 義則	仲多度郡多度津町堀江三― 四―一三
三豊・観音寺市医師連盟	香川 嘉宏	久保 脩	観音寺市観音寺町甲二五八 〇―七
宮本ひろみ後援会	山地 覚	安藤 隆	高松市太田下町二四三― 一
裕誠会	宮本 裕美	安藤 隆	高松市太田下町二四三― 一

●香川県選挙管理委員会告示第七十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十八年十一月十七日

香川県選挙管理委員会委員長

竹 崎 克 彦

一 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党東植田支部	代表者の氏名	森 芳雄	久保 隆
	会計責任者の氏名	谷川 文雄	久保 君江

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧
瀬戸隆照後援会	代表者の氏名	鈴木 晃	石井三男
山下正臣後援会	代表者の氏名	都村 忠弘	武田 道昭

●香川県選挙管理委員会告示第七十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散等の届出があったので、同法第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十八年十一月十七日

香川県選挙管理委員会委員長

竹 崎 克 彦

一 政党の支部

自由民主党東植田支部

●香川県選挙管理委員会告示第七十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十八年十一月十七日

香川県選挙管理委員会委員長

竹 崎 克 彦

宮本 裕美	広瀬 良隆	春田 敬司	中村 伸一	隅岡 美子	資金管理団体の届出をした者の氏名
香川県議会議員	香川県議会議員	高松市議会議員	高松市議会議員	多度津町議会議員	公職の種類
裕誠会	広瀬良隆を励ます会	春田敬司を励ます会	中村伸一を励ます会	隅岡美子を励ます会	資金管理団体の名称
高松市太田下町二四三二一	高松市高松町四一四	高松市香西東町一四一八	高松市鶴市町六六六―五四	仲多度郡多度津町大字山階一四七七	主たる事務所の所在地
宮本 裕美	広瀬 良隆	春田 敬司	中村 伸一	隅岡 美子	代表者の氏名

平成十八年十一月十七日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています